

遺産分割協議書の作成方法

Q：父の遺産について、母と私と妹で分け方が決まりましたので、「遺産分割協議書」を作成しようと思います。作成方法を教えてください。

A：遺産分割協議書の作成には次のような効果があり、遺産分割の協議ができたときには遺産分割協議書を作成するのが通常です。

- (1)遺産分割につき、相続人間で合意ができたことの証拠となること
- (2)遺産のうち、不動産については移転登記をするための必要書類となること

遺産分割協議書の書式には特別に定まったものはありませんが、成立を間違いないものとするためにも全相続人の署名捺印が必要です。

遺産分割協議書は、各相続人に帰属する財産の内容を具体的に示して作成します。

財産だけでなく、被相続人に債務があってこれを引き継ぐ人を決めたときは、これも記載しますし、葬儀費用の負担者や、扶養に関することを記載することもあります。

また、遺産を具体的に分けると、その価額が相続分とつりあわなくなることがあります。相続人全員が合意すれば、民法の定める法定相続分のおりに分割しなくても、その分割協議は有効です。

ただ、この不均衡を調整するために、ある相続人から別の相続人に金銭を支払うこととし、その金額、支払時期などを定めることがあります。この場合には、これも遺産分割協議書に記載しておきます。

